

## 田原本町監査委員告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づく定期監査を実施したので、その結果を同条第9項の規程により公表します。

平成30年7月30日

田原本町監査委員 米田 隆史

田原本町監査委員 古立 憲昭

### 平成30年度定期監査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により定期監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により報告します。

なお、今回の定期監査は主に平成29年度の財務に関する事務の執行について実施したが、必要に応じて前年度以前の事項についても監査を行った。

平成29年度当初に組織変更があったので、今年度の組織区分ごとに監査を実施し、監査対象名も平成29年度の組織名で表した。

### 監査結果報告書

#### 1 監査の対象

総務部、住民福祉部、産業建設部、上下水道部、会計課、教育委員会事務局、選挙管理委員会事務局、農業委員会事務局及び議会事務局

#### 2 監査の期間

平成30年7月9日から平成30年7月18日まで

#### 3 監査の方法

監査は、主に平成29年度の財務に関する事務の執行について、その事務が関係法令及び町の関係規則等に基づき、合理的に、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施した。また、各所管課よりあらかじめ監査に必

要な資料の提出を求め、当該資料の検査を行い、担当所管課長等から説明を受けるとともに質疑応答形式で聴取を行い、必要に応じて関係帳票の検査を行う等の方法により実施した。

#### 4 監査の結果

監査の対象とした各所管課の財務に関する事務及び事務事業の執行については、本町を取巻く地域社会構造の変化を踏まえ、町の財政バランスに配慮しつつ多様な住民ニーズにこたえるべく、各所管課において、関係法令及び町の関係規則等に準拠し種々の業務及び財務に関する事務に真摯に取り組んでいるところであり、各分野において概ね合理的、適正かつ効率的に処理されていると認められた。

今後とも事務事業の遂行に当たっては、関係法令等を遵守するのは勿論のこと、納税者である町民の皆様の理解を得るために、予算の合理的、効率的かつ適正な執行に努め、説明責任を全うできる資料作成を心掛けていただきたい。